

津 監 第 1 0 2 号  
平成27年 7月31日

津 山 市 長 様

津山市監査委員 久 常 勝 實  
津山市監査委員 竹 内 邦 彦

出資団体監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第7項及び第5項の規定に基づき、平成27年度の出資団体監査及びこれに伴う所管部署の随時監査を実施したので、監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により提出します。

なお、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、同条第12項の規定により、その旨を通知願います。

## 1 監査の対象

市が資本金、基本金等の4分の1以上を出資している8団体の中から下記の団体を抽出して実施した。

団体名及び所在地 公益財団法人 スポーツ振興財団（津山市山北669）  
所 管 部 署 生涯学習部 スポーツ課

## 2 監査期間

平成27年4月3日～平成27年7月27日

## 3 監査の範囲及び方法

平成26年度における当該団体にかかる出納その他の事務の執行が適正であるか、出資目的に沿った事業運営が行われているか等を主眼として監査した。

監査にあたっては、当該団体の事業の実施状況、決算状況資料の提出を求め、関係する諸帳簿等の調査を実施するとともに、関係者から説明を聴取するなどにより実施した。

## 4 対象団体の概要

- (1)設立年月日 昭和60年6月24日
- (2)設立目的 地域住民の健康増進とスポーツの普及・振興を図るため、個人及び団体に対し、奨励と援助を行うとともにスポーツの活発化を促す事業を行い、健康で活力に満ちた地域社会づくりに寄与する。
- (3)基本財産 190,000,000円
- (4)主要事業
- ・スポーツの普及・振興のための大会、競技会、スポーツ教室、体力テスト等の開催及び開催支援
  - ・スポーツの普及・振興に功績のあった個人・団体に対する表彰
  - ・スポーツに関わる技能・体力の向上、体験等に関する助成及び各種スポーツ団体、スポーツ大会への活動助成
  - ・スポーツの普及・振興のための広報活動
  - ・スポーツの普及・振興のための指導者への教育的指導活動及び指導者育成
  - ・その他設立目的を達成するために必要な事業
- (5)役員等の状況 理事10人、監事2人、評議員5人、職員1人  
(平成27年3月31日現在)
- (6)津山市との関係 津山市からは7,025万円の出捐を受けている。また、団体運営補助を受け、教育委員会と共催してスポーツ教室や指導者の研修等を行っている。

## 5 監査の結果

### (1) 改善を要する事項等

#### (ア) 出資団体について

- ① 物品購入の決定の過程が確認できる書類が作成されていなかったため、可視化できるように購入手続きに関する決裁書類等を明確化し、作成を徹底されたい。
- ② 現金の収入・支出・残高を把握するために現金出納簿は不可欠なため、作成のうえ備え付けられたい。
- ③ 財団経理規程第14条第4項に「金銭の支払は原則として銀行振込（インターネットバンキングを含む）によるものとする。」と規定されているにもかかわらず、大多数が現金による支払いであった。相手方からの指示があるもの以外は経理規程を遵守し、銀行振込を利用するよう改められたい。
- ④ 財団経理規程第20条に「経理事務担当者は、毎月末に会計記録の整理を行い、関係書類を作成し経理責任者に提出する。」と規定されているが、月間の現金出納の取り扱いに係る集計表等が見受けられなかったため、経理責任者に提出すべき書類を明確にし、作成及び報告を徹底されたい。

#### (イ) 所管部署について

- ① 出資団体の支出伝票の確認業務を担っているが、物品購入の決定、現金出納簿の作成等に係る指導が不十分であるため、財団経理規程等に基づいた確認指導を徹底されたい。
- ② 本市スポーツ施設にサービス規律や指揮命令権の及ばない財団職員を割り当てた管理運営状況は、安定性の観点から不適切であるため見直されたい。

### (2) 監査委員の意見

スポーツ振興財団は、スポーツの普及と振興を目的に設立され、発足以来、市民のスポーツ心を育てるためにスポーツ教室の開催や大会助成を行う等、地道な活動を続けてきた。そして、平成23年には公益財団法人へ移行し、行政と相互に連携した有機的な活動を継続している。

しかし、平成26年3月に職員の公金横領事件が発覚したことをきっかけに、経理事務の強化のため、再発防止検討委員会を立ち上げ、経理規程・事務処理規程・資金運用規程・就業規則等を作成し、改革に取り組んでいる。しかし、依然として事務局職員は嘱託職員1名のままの運営状況が続いている。

また、平成26年度決算では基本財産の取り崩しが見られ、利益を追求しない公益財団法人の性格上やむを得ないことではあるが、限りある基本財産をどのように活用して財団を運営していくのか、今後とも解決すべき課題は多い。

敢えて進言させていただくが、現行の財団の事務局体制は、再発防止検討委員会が掲げた目標や作成した規程等による経理事務の改革を確実に実行する組織としては不十分と言わざるを得ない。

また、財団の設立目的や主要事業は津山市のスポーツ施策とほぼ同一であり、各種事業の運営についてもスポーツ課との共同運営が中心となっていることなど、存在意義が希薄化しているものと思われる。

従前と変わらない事務局職員体制の脆弱性が危惧されることから、市有スポーツ施設やスポーツイベント等を指定管理者として受託することができる自立した財団へ向けた組織体制の増強、あるいは、現行の財団が主催するスポーツ教室等を本市が引き継いで特定基金事業として実施することなど、財団と市との関係を抜本的に見直す時期が到来しているものと考えられる。

財団の役員は執行役員としての責任を自覚し、地域スポーツを取り巻く社会環境の変化に応じた財団の役割を見直すとともに、健全な財団運営に資する運営体制を再検討されたい。